

令和5年5月8日

ご利用者の皆さま

川崎市北部地域療育センター

所長 山口 直人

療育センター内におけるマスクの着用について（お願い）

新緑の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当センターの事業につきましては、多大なご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

5月8日より、新型コロナウイルス感染症については、感染症法における類型が2類感染症から5類感染症へと位置づけが変更となりました。基本的な考え方は、国や都道府県、川崎市が定める考え方に基づいた対応としていきますが、今後のセンター内でのマスクの対応について、次の通り対応をお願い致したく、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

<背景>

療育センターは、障がい児者施設、医療機関としての位置づけであり、重症化リスクが高い人の感染を防ぐために、高齢者に準じてマスク着用が効果的な施設と位置付けられています。

<具体的な対応について>

○マスク着用の勧奨

職員・・・勤務中は原則マスクを着用させていただきます。

ご利用者の皆さま・・・施設利用時は原則マスクを着用していただきますようお願い致します。

※ただし、個人やご家庭の状況・判断でマスク着用が困難な場合に、サービス利用に関して不利益が生じないよう配慮いたします。

※上記対応を継続させていただきつつ、今後の国や都道府県、川崎市の考え方、感染拡大の状況等により、次の対応について都度検討していきたいと考えております。